

千葉県優良県産品推奨規程

昭和 57 年 5 月 8 日一部改正

平成 23 年 5 月 20 日一部改正

平成 25 年 5 月 27 日一部改正

令和 2 年 5 月 29 日一部改正

令和 4 年 5 月 25 日一部改正

(目 的)

第 1 条 この規程は、千葉県優良県産品推奨協議会（以下「協議会」という。）
会則第 3 条の目的を達成するため、優良県産品の推奨について定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において「県産品」とは、製造又は最終段階が千葉県内で行
われた商品であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 加工食品
- (2) 観光土産品
- (3) 工・民芸品
- (4) その他の雑貨

(推奨の申請)

第 3 条 県産品について、第 5 条第 1 項に定める推奨を受けようとする当該県
産品の製造業者は、優良県産品推奨申請書（別記第 1 号様式）を協議会の
会長（以下「協議会長」という。）に提出しなければならない。

2. 前項の申請書は、当該製造業者が所属する業界団体を経由して提出するこ
とができる。
3. 第 1 項の申請には、別に定める要領により、推奨を受けようとする当該県
産品の見本を添えなければならない。
4. 前項の規定により添える見本は、一般商品として形態を備えたものであり、
かつ推奨を受けるために特別に調整したものであってはならない。

(推奨基準)

第 4 条 協議会長は、県産品の品目ごとに、次に掲げる事項を勘案し、推奨基
準を定める。

- (1) 品質、価格、意匠、包装及び市場性
- (2) 日本農林規格又は日本工業規格
- (3) 関係法令
- (4) その他協議会長が必要と認める事項

(推 奨)

第 5 条 協議会長は、第 3 条の規定により申請のあった県産品において、前条の推奨基準に適合していると認めるときは推奨する。

2. 協議会長は、前項の推奨を使用とするときは、あらかじめ協議会会則第 16 条に定める優良県産品推奨審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。
3. 協議会長は、第 1 項の規定により推奨したときは、当該推奨を受けた県産品の製造業者（以下「推奨品製造業者」という。）に優良県産品推奨状（別記第 2 号様式）を交付する。
4. 第 1 項の推奨の効力の存続期間は、2 年を超えない範囲で、協議会長が別に定める。

(普及・宣伝)

第 6 条 協議会は、第 5 条第 1 項の規定により推奨された県産品（以下「推奨品」という。）の普及、宣伝に努める。

(推奨の表示)

第 7 条 推奨品製造業者は、原則として推奨品又はその容器、包装等に別に定める推奨シールを貼付して販売しなければならない。

2. 推奨品製造業者は、推奨品によりそれが適当であると承認されたときは、前項の推奨シールを推奨マークとして、推奨品の容器、包装等に印刷して使用することができる。
3. 推奨品製造業者は、当該推奨品の宣伝に際して「千葉県優良県産品推奨協議会推奨（品）」以外の字句を用いてはならない。
この場合、推奨を受けた年を併せて表示しなければならない。

(推奨シールの交付等)

第 8 条 前条第 1 項に規定する推奨シールの交付及び同条第 2 項に規定する承認は、公益社団法人千葉県観光物産協会が行う。

2. 公益社団法人千葉県観光物産協会は、前項の業務について要領を定め、協議会の承認を得なければならない。

(報告・調査)

第 9 条 協議会長は、推奨品製造業者に対し、推奨品について報告を求め、この規程の施行に関して必要な調査を行うことができる。

(変更の承認)

第 10 条 推奨品製造業者は、当該推奨品の名称、価格、意匠又は包装等を変更するときは、推奨品変更承認申請書（別記第 3 号様式）により協議会長の承認を得なければならない。

(改善の指示等)

第 11 条 協議会長は、推奨品について、第 4 条の推奨基準に適合しなくなったとき又はその他必要があると認めるときは、当該推奨品製造業者に対し、改善のために必要な指導又は指示をすることができる。

(推奨の取消し)

第 12 条 協議会長は、推奨品製造業者が次の各号の 1 に該当すると認めるときは、審査会の意見を聴いたうえ、その推奨を取り消すことができる。

- (1) 推奨品が第 4 条の推奨基準に適合しなくなり、かつ、前条の規定による指導又は指示に従わなかったとき。
- (2) 推奨シール又は推奨マークを不正に使用したとき。
- (3) 推奨の信用と失う行為があったとき。

2. 前項の規定により推奨を取り消された者は、当該取消しの日から 2 年を経過しなければ新たに推奨を受けることができない。

(雑 則)

第 13 条 優良県産品の推奨に関して、この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が定める。

(附 則)

1. この規程は昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規程は令和 2 年 5 月 29 日から施行する。
5. この規程は令和 4 年 5 月 25 日から施行する。

